

山梨県公報

第千五百三十号

平成十六年

十二月六日

月 曜 日

目 次

土地改良区の定款の一部変更の認可	七七三
河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議	七七三
公 告	
県政功績者	七七三
毒物劇物取扱者試験の実施	七七四
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出	七七五
国土調査の成果の認証	七七五
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	七七六
換地処分届出	七七六
換地処分の実施	七七六

告 示

山梨県告示第五百六十五号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成十六年十一月二十六日徳島壇土地改良区の定款の一部変更を認可した。
 平成十六年十二月六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第五百六十六号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局石和建設部に備え置いて縦覧に供する。
 平成十六年十二月六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

公 告

- 一 河川の名称 富士川水系 渋川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 右岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 笛吹市石和町大字砂原字青木二百七十三の一番地先から笛吹市石和町大字砂原字青木二百八十三の一番地先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
 - 1 氏名 笛吹市長 荻野正直
 - 2 住所 笛吹市石和町市部七百七十七番地
- 五 管理の内容
 - 1 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
 - 2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
 - 六 管理の期間 平成十六年十二月六日から道路を廃止するとき、又は堤防の公用を廃止するときまで

● 県政功績者
 山梨県表彰規則(昭和二十七年山梨県規則第十二号)に基づく平成十六年度県政功績者は、次のとおりである。
 平成十六年十二月六日

個人 山梨県知事 山 本 栄 彦

功績分野	氏 名	住 所
特別功績	萩原 英雄	東京都中野区上高田五丁目三十三番八号
特別感謝状	三枝 佐枝子	東京都世田谷区成城一丁目二十九番十九号
地方自治	石原 昭夫 故 大柴 恒雄 故 長田 政明 小林 孝敏	笛吹市石和町下平井二百五十六番地の一 北杜市高根町清里二千七百一番地 甲斐市大下条千十六番地 南都留郡鳴沢村九十二番地

清哲夫	南アルプス市芦安芦倉九百二十四番地 大月市七保町下和田三百八十四番地 南巨摩郡身延町西嶋千八百六十九番地 富士吉田市下吉田三百五十六番地 南アルプス市芦安芦倉七百十九番地
西室三	北杜市高根町長澤四百五十四番地 北杜市須玉町六平千七百五十四番地 大月市猿橋町藤崎千八百八十一番地 北杜市武川町柳澤千五百六十一番地 甲府市古上条町三百九十八番地
望月皓彦	甲府市高畑二丁目十二番十四号 甲斐市竜王新町二百九十八番地十三 韮崎市円野町上内井二千五百八十三番地 甲府市屋形一丁目二番二十二号 甲府市湯村三丁目十九番四十三号
渡邊皓三	甲府市大和町七番十八号 甲府市川田町九百三十四番地の一 二百十二 甲斐市下今井千六百八十六番地 甲府市德行一丁目五番七号 甲府市中央一丁目二十番十一号
青木常治	甲府市御坂町成田六百五番地の一 南都留郡富士河口湖町船津四千三十一番地 東山梨郡勝沼町下岩崎二千六百六十一番地 南アルプス市下宮地六百九十六番地一 南都留郡道志村千七百十八番地
奥正長	甲府市善光寺一丁目十七番五号 甲府市上積翠寺町千七百十三番地 笛吹市境川町藤袋五百七十八番地 南アルプス市山寺百九十七番地一 甲府市大手二丁目三番八号
坂本正郎	甲府市酒折町千三百四十番地の八 山梨市下井尻百八十番地 甲府市住吉一丁目六番二十四号 甲府市塩部四丁目五番二十五号 甲斐市中下条二百七十二番地十七 塩山市上井尻二百九十一番地
正陽允郎	甲斐市竜王新町千四百九十一番地三 中巨摩郡昭和町河東中島五百二十四番地 甲斐市大下条六百三十六番地 中巨摩郡昭和町押越五百三十四番地一 甲府市北口二丁目三番八号 甲府市千塚三丁目七番六号
宮澤幸雄	
内藤一	
網倉晴一	
森澤弘	
井上雅弘	
高野二	
竹井八	
中込明	
豊前多津美	
望月紀雄	
中村徳行	
石原重和	
小松重和	
佐藤重男	
永井芳典	
野村好則	
中村吉則	
一木英吉	
犬谷芳則	
加藤麗子	
川口正明	
輿野敏子	
志村雄一	
廣瀬雄一	
山田雄三	
一瀬雄三	
伊藤雄三	
花形雄三	
秋山雄三	
安達弘子	

● 毒物劇物取扱者試験の実施
 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号）第八条第一項第三号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。
 平成十六年十二月六日

功績分野	団体名	住	所
科学技術	社団法人山梨科学アカデミー	甲府市丸の内一丁目六番一号	山梨県企画課内

一 試験日
 平成十七年二月十九日（土）
 山梨県知事 山本 栄彦

二 試験場所
 甲府市池田一丁目六番一号 山梨県立看護大学

三 試験の種類

- 一般毒物劇物取扱者試験
- 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- 特定品目毒物劇物取扱者試験

四 受験資格
 学歴、年齢及び性別を問わない。

五 試験の方法及び科目

- 筆記試験
 - (一) 毒物及び劇物に関する法規
 - (二) 基礎化学
 - (三) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
- 実地試験
 毒物及び劇物の識別及び取扱方法

六 受験手続

1 提出書類

受験願書

(一) 履歴書（受験願書の裏面）

(二) 戸籍抄本又は住民票抄本（本籍が記載されたものに限る。）

(三) 写真（出願前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦六センチメートル、横四・五センチメートルのものであって、裏面に氏名を記載したものを履歴書の写真欄にはり付けること。）

2 受験手数料

一万五百円（受験願書に一万五百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印しないこと。）

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

七 受験願書の受付期間及び提出先

1 受付期間

平成十七年一月十七日（月）から同月二十一日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、郵送による場合は、一月二十一日（金）までの消印のあるものは有効とする。

2 提出先

住所地を所管する各地域振興局健康福祉部（保健所）に提出すること。ただし、県外居住者にあつては、山梨県福祉保健部衛生薬務課（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に提出すること。

八 試験結果の発表等

平成十七年三月十一日（金）に合格者の受験番号を県庁南側及び各地域振興局健康福祉部（保健所）の掲示板に掲示するとともに、受験者には合否を郵便はがきで通知する。また、合格者には合格証書を交付する。

九 その他

詳細については、山梨県福祉保健部衛生薬務課（電話〇五五 二二三 一四九一）に問い合わせること。

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から

平成十七年四月六日まで縦覧に供する。

平成十六年十二月六日

山梨県知事 山本 栄彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
中央コンクリート工業株式会社 代表取締役 宮崎洋	甲斐市西八幡四千四百十五番地

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ライフボックス竜王店
所在地 甲斐市西八幡四千四百十五番地外
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前十時	午前九時
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後八時	翌午前二時
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時三十分から午後八時三十分まで	駐車場 は午前八時三十分から翌午前二時三十分まで 駐車場 は午前八時三十分から午後十時まで

3 変更の年月日

平成十六年十一月十六日

三 届出年月日

平成十六年十一月十五日

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり

り国土調査の成果を認証した。

平成十六年十二月六日

山梨県知事 山本 栄彦

一 調査を行った者の名称

身延町

二 調査を行った時期

平成十年十月五日から平成十一年三月二十二日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

身延町波木井の一部地区

五 認証年月日

平成十六年十一月十九日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十六年十二月六日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

笛吹市春日居町小松字道徳八五五の四七、八五五の五三、八五五の三九九、八五五の四〇〇、八五五の四〇一、八五五の四〇二、八五五の四〇三、八五五の四〇四、八五五の四〇五、八五五の四〇六、八五五の四〇七、八五五の四〇八、八五五の四〇九、八五五の四一〇、八五五の四一一、八五五の四一二、八五五の四一三、八五五の四一四及び八五五の四一五の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 公園 ゴミ置場	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東地域振興局塩山建設部及び塩山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町西条千七百番地の四 新日本通産株式会社 代表取締役 三村修

● 換地処分の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により都留市長から換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年十二月六日

山梨県知事 山本 栄彦

一 地区名

都留市大平地区及び久保地区

二 換地処分をした年月日

平成十六年八月二十三日

三 換地処分をした土地の権利者数

三十九人

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、農村振興総合整備事業（山中湖地区第2・3工区）の換地処分を平成十六年十二月一日実施した。

平成十六年十二月六日

山梨県知事 山本 栄彦